

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.nttoryo.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第106期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月26日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及び その添付書類	事業年度 (第106期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月26日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書 及び確認書	第107期 第1四半期 第107期 第2四半期 第107期 第3四半期	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日 自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日 自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成24年8月10日 関東財務局長に提出 平成24年11月9日 関東財務局長に提出 平成25年2月14日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19 条第2項第9号の2(株主総会における議決 権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書		平成24年6月29日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。